## 第50号議案

豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について 豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次の ように定めるものとする。

令和3年6月8日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成29年豊川市条例第2 9号)の一部を次のように改正する。

## 改正後

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する未成年者

\_\_\_\_\_に対し、自転車の安全な利用及び 道路交通法その他の交通安全に関する法令 について教育をするよう努めなければなら ない。

2 保護者は、その監護する未成年者

\_\_\_\_の利用する自転車について、定期的に 点検し、必要に応じ整備するよう努めなけ ればならない。

(学校長の責務)

第10条 (略)

(乗車用ヘルメットの着用)

- 第11条 自転車利用者は、自転車に乗車する ときは、乗車用ヘルメットを着用するよう 努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転 車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを 着用させるよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入)

第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等 第11条 自転車利用者は、自転車損害保険等

改正前

(保護者の責務)

- 第8条 保護者は、その監護する<u>幼児、児童</u> <u>又は生徒</u>に対し、自転車の安全な利用及び 道路交通法その他の交通安全に関する法令 について教育をするよう努めなければなら ない。
- 2 保護者は、その監護する<u>幼児、児童又は</u> 生徒の利用する自転車について、定期的に 点検し、必要に応じ整備するよう努めなけ ればならない。
- 3 保護者は、その監護する幼児、児童又は 生徒が自転車に乗車するときは、乗車用へ ルメットを着用させるよう努めなければな らない。

(学校長の責務)

第10条 (略)

(自転車損害保険等への加入) 11条 自転車利用者は 自転車損害保険等 に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者

\_\_\_\_の自転車の利用に係る自転車損害保険 等に加入しなければ ならない。

3 (略)

(啓発及び広報)

第13条 (略)

(委任)

<u>第14条</u> (略)

に加入するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する<u>幼児、児童又は</u> 生徒の自転車の利用に係る自転車損害保険 等に加入するよう努めなければならない。
- 3 (略)

(啓発及び広報)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

## 理由

この案を提出するのは、愛知県において自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されたことを踏まえ、自転車の利用における乗車用ヘルメットの着用、自転車損害保険等への加入等に関し所要の措置を講ずる必要があるからである。